

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から42年3月まで

私が20歳少し前のころ、両親の国民年金保険料の集金に来ていた町会のAさんから「Bちゃんは、もう20歳になりましたか」と聞かれ、母が「来年\*月\*日に20歳になります」と答えると、Aさんは、「そろそろ手続をしますわ」とおっしゃっていたのを覚えている。

加入手続は、母がAさんをお願いしたと思うが、昭和41年1月19日に被保険者資格を取得し、両親と私の3人分の保険料を母が納付していた。国民年金手帳はAさんに預け、集金の時は、町会の国民年金徴収補助簿に町会の集金人が印を押していた。

Aさんから次のCさんに替わる時、国民年金手帳を返してもらい保管していたが、手帳には再交付の印があり、昭和42年度の印紙検認記録欄には再交付した日付の検認印が押されていた。

町会の集金は昭和55年ごろまで続き、56年ごろからは金融機関で毎月納付していたと思う。未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になる少し前に、申立人の母親が町会の集金人に申立人の国民年金加入手続を依頼し、昭和41年1月から申立人及びその両親の保険料を一緒に申立人の母親が集金人に納付していた。また、集金人に預けておいた国民年金手帳が再交付と押印され、再交付された日付でまとめて検認印が押されていると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和42年2月に手帳記号番号が払い出されていることが確認で

き、申立人が 20 歳になる少し前に加入手続をしたとする陳述と符合しない上、手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間のうち、41 年 1 月から同年 3 月までの保険料は過年度保険料となるが、納付組織の集金人は過年度保険料を取り扱っておらず、集金人に納付していたとする陳述とも符合しない。

しかし、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料は現年度納付が可能であり、オンライン記録から、申立人の保険料を納付していたとする申立人の両親は納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人及びその両親の国民年金保険料納付状況をみると、オンライン記録から、申立人は申立期間に続く昭和 42 年 4 月から第 1 号被保険者の資格を喪失する 62 年 6 月までの保険料を未納無く納付しており、申立人の両親も国民年金制度発足の 36 年 4 月から 60 歳で資格を喪失するまでの保険料を完納していることが確認でき、申立人及びその両親の納付意識の高さがうかがえ、国民年金に加入しておきながら現年度納付が可能な 41 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料を納付しなかったとみるのは不合理である。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、納付組織が保管していたことを示す納付組織名及び集金人氏名が記載されているとともに、再交付の押印が確認でき、国民年金手帳を集金人に預けていたにもかかわらず再交付されているのは、納付組織において国民年金手帳の保管に何らかの事故があったものと考えられ、申立人の納付記録について適正に記録されなかったことも否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで  
昭和45年ごろ、A県からB市に転居してきた。転居以降、50年ごろまでの間に、過去に未納となっていた保険料については一括してすべて納付した。その一括納付以降は、納付書で銀行から納付していた。当時は毎日銀行に行く仕事をしており、人任せにせず自分で保険料を納付していた。遅れても納付を忘れたことは無いのに、上記申立期間以外の私の納付記録についても未納とされていて、平成21年5月に記録が訂正されている。上記申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろまでに過去の未納保険料を一括して納付してからは、数か月遅れたことはあっても保険料をすべて納付したと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付状況をみると、昭和41年12月から44年3月までの期間及び45年4月から同年12月までの期間の保険料を50年2月17日に特例納付し、44年4月から45年3月までの保険料を追納していることが特殊台帳より確認でき、過去に未納となっていた保険料を一括して納付したとする陳述と符合する。

また、特殊台帳の記録を見ると、申立期間の保険料は未納となっており何らかの事情により納付が滞ったものと考えられる。しかし、申立期間に近接する昭和51年度、52年度、53年度及び56年度の保険料においても、過年度納付による納付の記録が認められ、申立人の納付意識の高さに鑑みれば、申立期間の保険料についても過年度納付されたものとみるのが自然である。

さらに、申立期間より後の昭和 56 年 12 月から 57 年 3 月までの保険料も同年 6 月に過年度納付していることが特殊台帳より確認できるが、この納付時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能であったにもかかわらず、先に時効となる申立期間の保険料を納付せず、その後の期間のみを納付したとみるのは不合理であり、納付時点において、申立期間の保険料は納付済みであったとみるのが自然である。

加えて、申立期間直前の昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの記録については、当初、未納の記録となっていたのが、特殊台帳及び B 市の被保険者名簿より納付済みであると判明し、平成 21 年 5 月に訂正されていることから、申立期間の記録についても記録管理上の不備がある可能性が否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年6月まで

会社を退職後、平成元年4月からA市の学校に就学し、同年7月までB市C区の寮で生活していた。

C区役所で転入の手続をした際に、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、後日送付されてきた納付書により、区役所の窓口で保険料月額8,000円を3か月分納付した。

対応してくれた職員及び詳しい手続の方法などは覚えていないが、階段を上がって窓口に行ったことを覚えている。

当時は学生で、結婚もしており、第一子が生まれたばかりの時期であったが、役所から通知がきたので、納付を行ったことを鮮明に覚えており、未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月にC区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、後日送付されてきた納付書により、区役所で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を検証すると、前後の手帳記号番号からみて、B市C区で平成元年4月から同年6月までの間に払い出されたと推測される上、申立人所持の年金手帳を見ても、国民年金被保険者資格の取得日は同年4月19日とされていることから、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料として月額8,000円を3か月分

納付したと申し立てているところ、これは申立期間当時の月額保険料額と一致する。

さらに、B市における当時の国民年金保険料納付は納付書方式であり、また、現年度保険料については区役所窓口での収納も行っていたことから、申立内容は当時の制度状況とも符合する。

これらのことから、納付の意思をもって国民年金に加入した申立人が、加入手続のみを行い、3か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から50年3月まで  
② 昭和61年4月  
③ 昭和61年7月

私が20歳になった時に、実家の母親が国民年金の加入手続をしてくれたはずである。

申立期間①の保険料については、私が20歳になった時から、母親が市役所内の銀行窓口で定期的に納付していたはずであり、未納とされているのは納得できない。

申立期間②及び③の保険料については、私自身が役所から送付された納付書を持って、市内の銀行等で納付していた。

納付期限に遅れた場合も、後できちんと納付してきたので、未納であるはずはない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和50年4月以降、当該期間を除き、保険料を完納している上、平成17年4月及び同年6月から21年4月までの期間の保険料については前納しているなど納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②及び③はいずれも1か月と短期間である上、申立人が所持する領収証書を見ると、当該期間前後の国民年金保険料は現年度納付している。

さらに、納付記録をみると、申立人は、10回以上過年度納付していることが確認できる上、所持する領収証書からは、納期限に遅れた場合に直ちに現



年度納付している例も多数確認できる。

これらのことから、納付意識の高い申立人が、申立期間②及び③のいずれも1か月の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和47年3月ごろ母が国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたはずであると申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年10月21日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は、制度上納付することができない。

また、社会保険事務所（当時）の納付記録をみると、申立期間直後の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料について、同年10月24日に過年度納付していることが確認できることから、手帳記号番号払出時点において納付可能な時期までさかのぼって納付した一方、申立期間の保険料については、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、A県B市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付した事跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月及び同年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 8 月から同年 12 月まで

国民年金の加入時期については、はっきりとは覚えていないが、A 区役所で自分自身で手続を行った。

申立期間①については、1 万円程度であれば納付できる余裕があったので、加入手続した際に、1 万円を超えないように半年分ぐらいの保険料の納付書を発行してもらい、郵便局で納付したと思う。

また、社会保険事務所（当時）から、昭和 52 年度の納付した保険料のうち、3,800 円が還付済みであるとの説明を受けたが、還付金を受け取った記憶は無い。

申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、国民年金に加入手続をした際に納付書の発行を受け、納付したはずであると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 8 月 11 日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間①直後の昭和 52 年度の 1 年分の国民年金保険料を昭和 55 年 6 月に一括して納付していることが所持する領収証書から確認できるものの、特殊台帳の昭和 52 年度の納付記録欄を見ると、昭和 52 年 4 月から同年 7 月までの保険料については特例納付、53 年 1 月から同年 3 月までの保険料については過年度納付とされ、また、3,800 円が還付されているこ

とが記録されている。

この点について、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所では、申立人から昭和 52 年度の 1 年分の国民年金保険料として 2 万 6,400 円が納付されたものの、納付時点において、このうち昭和 52 年 12 月までについては納期限を過ぎていたため、納付可能な 53 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月の過年度保険料として 6,600 円を収納するとともに、残りの 1 万 9,800 円のうち、1 万 6,000 円を 52 年 4 月から同年 7 月までの 4 か月の特例納付保険料として収納し、残金である 3,800 円を還付したものと考えられるとしている。

これらのことから判断すると、当時、仮に申立期間①の国民年金保険料が未納であったならば、まず当該期間の保険料を特例納付として充当することが自然であると考えられ、また、特殊台帳を見ても、当該期間に係る催告の事跡は無いことなどから、当時、当該期間は納付済みとなっていた可能性を否定できない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料は合計で 8,400 円であり、加入当初の納付金額は 1 万円を超えないようにしてもらったとする陳述内容とも符合する。

一方、申立期間②については、上記のとおり、申立人は、昭和 52 年度分の国民年金保険料を一括して納付したものの、時効により、昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの保険料は収納することができないため、このうち、同年 4 月から同年 7 月までの 4 か月については特例納付保険料（月額 4,000 円）で換算し、特例納付として収納された一方、端数の 3,800 円が還付されたものと考えられ、当時の還付事務手続に不自然さは見られない。

また、申立人は、還付された記憶が無いと主張するのみで、還付に係る事務処理が適正になされなかったこと及び還付記録の内容を疑わせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和32年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月30日から32年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社B工場に入社し、昭和32年1月より本社へ異動となった。給与明細は無いが、社会保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における「得喪年月日・年金番号ノート」及び人事発令簿から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和32年1月1日にA社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和31年11月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和31年12月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について、納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和32年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月30日から32年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社B工場に入社し、昭和32年1月より本社へ異動となった。給与明細は無いが、社会保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における「得喪年月日・年金番号ノート」及び人事発令簿から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和32年1月1日にA社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和31年11月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和31年12月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について、納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和34年3月にB社へ入社後、同社の関係会社に出向して勤務し、定年を迎えた平成9年1月まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事資料及びC厚生年金基金の加入員記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和44年10月1日にD社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC厚生年金基金における昭和44年10月の加入員台帳の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同一日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和44年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成15年5月から16年8月までは26万円、同年9月から17年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月から18年8月までは32万円、同年9月から19年8月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月15日は2,000円、17年7月16日は2万6,000円、同年12月16日は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から19年9月1日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日  
④ 平成17年12月16日

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社より支給されていた給与に比べ、申立期間の標準報酬月額が低くなっていた。また、申立期間当時の賞与からも厚生年金保険料が控除されているが、標準賞与額の記録が無い。申立期間当時の給与支給明細書及び賞与支給明細書を提出するので、正しい標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、給与支給明細書及び賃金台帳から、申立人は、平成

15年5月から16年8月までは標準報酬月額26万円に基づく厚生年金保険料を、同年9月から17年8月までは標準報酬月額32万円に基づく厚生年金保険料を、同年9月は標準報酬月額30万円に基づく厚生年金保険料を、同年10月から18年8月までは標準報酬月額32万円に基づく厚生年金保険料を、同年9月から19年8月までは標準報酬月額34万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険事務所の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は、給与支給明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③及び④については、賞与支給明細書及び賃金台帳から、申立人は、平成16年12月15日の標準賞与額は2,000円に基づく厚生年金保険料を、17年7月16日の標準賞与額は2万6,000円に基づく厚生年金保険料を、また、同年12月16日の標準賞与額は2万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の社会保険事務の責任者であった役員は、申立てどおりの届出をしていないとしており、その結果、社会保険事務所は、賞与支給明細及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社の派遣スタッフとして勤務していた期間のうち、申立期間が未加入であるとの回答をもらった。私は、同社に平成17年8月末まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の賃金台帳から判断すると、申立人が同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から19万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、手続に誤りがあつたことを認めていることから、事業主が平成17年8月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 44 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 44 年 11 月まで

昭和 38 年 10 月に親に勧められ、また、子供が小さかったが家まで集金に来るということであつたので、国民年金の任意加入手続をして保険料を納付してきた。国民年金に加入して保険料の納付を始めたころの保険料は 1 か月分が 150 円ぐらいであつた。

申立期間については、保険料を納付してきたのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金に任意加入をして保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金資格に関する記録について、オンライン記録及びA市の記録をみると昭和 44 年 12 月 16 日に任意加入したことが確認できる上、申立人所持の国民年金手帳にも同年 12 月 16 日に任意加入と記載されており、オンライン記録及びA市の記録と符合する。この場合、申立期間は国民年金未加入期間であり保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金加入時には、1 か月分の保険料額は 150 円であつたとしているが、加入手続をしたとする昭和 38 年 10 月当時の保険料額は 100 円であり符合しない。

さらに、申立人は、昭和 38 年にもらつた国民年金手帳は現在所持している年金手帳よりも少し小さく、年金手帳に納付印を押すのではなく「済」の印鑑と日付を記入していたと陳述しているが、申立期間を含め、国民年金手帳の大きさに変更は無く、検認印の形状も申立人の陳述と符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、申立人の別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から58年9月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月から58年9月まで  
② 昭和59年4月から同年9月まで

昭和54年5月に勤めていた病院を退職したが、当時、病気があったので健康保険を継続して使用していた。いつまで継続していたかの記憶は無いが、夫は同年の秋ごろに私の国民健康保険と同時に国民年金にも加入したと言っている。加入手続は夫がA市役所B支所で行った。しかし、その時に国民年金手帳を受け取ったかどうかの記憶は定かでない。保険料の納付は夫に任せていたので分からないが、夫は、夫婦二人分の保険料を同居していた義母が自宅前の農協あるいは夫自身がB支所又は銀行で納付したと言っている。

申立期間については、一緒に夫婦二人分を納付していた夫は納付済みであり、私だけが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の保険料については、申立人の夫又は義母が夫婦二人分を一緒に納付していたのに、申立人のみが未納とされていることは納得できないと申し立てている。

そこで、夫婦の資格に関する記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和60年1月に払い出されていることが確認できるが、申立人の夫は同払出簿及び特殊台帳の記録から、51年1月に手帳記号番号が払い出され、申立期間①及び②の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間①及び②の保険料について夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間①のうち、昭和 54 年 5 月から 57 年 9 月までの保険料は時効により制度上納付することはできない上、同時点では、同年 10 月から 58 年 9 月までの保険料は、過年度納付が可能であるが、保険料の納付を担っていた申立人の夫は、保険料をまとめてさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

さらに、オンライン記録から、申立人は申立期間①後の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料を 61 年 2 月 3 日に過年度納付していることが確認できる。この納付は、昭和 58 年度の保険料の未納を 60 年度に納付勧奨が行われ、これに基づく納付と考えられ、この納付日時点では、申立期間①の保険料は、時効により制度上納付することはできない。

加えて、申立期間②後の昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの保険料を 61 年 12 月 24 日に過年度納付していることも確認できる。この納付は、昭和 59 年度の保険料の未納を 61 年度に納付勧奨が行われ、これに基づく納付と考えられ、この納付日時点では、申立期間②の保険料は、時効により制度上納付することはできない。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、申立人の別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月及び同年12月

私は、昭和62年2月に退職した時もすぐに国民年金加入手続及び保険料納付を行っており、今回、申し立てた期間に関しても保険料を納付しているはずである。結婚後はすべて妻に任せているので納付状況の記憶は無いが、妻の記録は納付済みになっているのに、私の分だけ納付しなかったとは考えられない。

今まで、税金及び公共料金をはじめ住宅ローンなど支払わなければならないものは遅滞なく納めている。一昨年と昨年引越しを行い古い資料及び記録を処分してしまったため、領収書は提示できないが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初に会社を退職した時も国民年金加入手続及び保険料納付を行っており、今回申し立てた期間についても保険料を納付している。妻の記録は納付済みの記録となっているのに、自分の記録だけ未納とされているのは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録について、オンライン記録をみると、昭和62年4月1日に国民年金被保険者資格の喪失後は資格を再取得した形跡が無く、申立期間は国民年金未加入期間であることから、保険料を納付することはできない。

また、一緒に夫婦二人分を納付したとする申立人の妻の資格記録をみると、平成9年4月15日に、同年1月1日の第3号被保険者資格の取得と併せて8年11月1日の第3号被保険者資格の喪失及び第1号被保険者資格の取得の処理を、さかのぼって行っていることが確認できる。また、納付記録から申立

人の妻の申立期間の保険料は、9年6月30日に過年度納付していることが確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失後すぐに手続を行っていなかったことが分かる。

さらに、申立人は申立期間の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻の記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>である上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年10月まで

私が大学生であった平成6年の春ごろ、A市の職員がB県の実家を訪問し、母に、国民年金の保険料納付をしないと何かあったら私に不利益が及ぶと説明した。両親が心配し、その1か月から2か月後の暑い時期に国民年金の件でA市役所まで出向き、その当日、未納となっていた私の20歳の時点までの保険料として、約20万円程度をさかのぼって納付した。その後、私が就職し厚生年金保険に加入するまで、両親が納付書で保険料を納付していた。しかし、上記期間が未納とされており、行政側に残る保険料収納年月日の記録をみても、両親がA市役所に出向いた当日にまとめて保険料を納付した収納年月日の記録は見当たらず、不信感がある。申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年春ごろに、B県に住む申立人の両親が、A市の職員の訪問を受け、国民年金の保険料納付をしないと申立人に不利益が及ぶと説明されたため、その1か月から2か月後の暑い時期にA市役所まで出向き、その当日、未納であった申立人の20歳の時からの保険料をまとめて納付し、その後は現年度の保険料を納付書で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、A市のオンライン記録には届出日が平成6年9月26日と記録されている上、オンライン記録で前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の手続年月日を確認しても、同年9月22日から同年10月26日までの間であることから、申立人は、この時期に手続を行ったものと推定できる。この時点で、4年8月から6年3月までの保険料は過年度納付が可能であるものの、同年春ごろ、申立人の両親が市職員の



訪問を受け、その1か月から2か月後に未納保険料を納付したとする陳述と符合しない。また、A市では過年度保険料の収納は取り扱っておらず、市役所の窓口で保険料をさかのぼって納付したとする陳述とも符合しない。申立人及びその両親は当初、申立人の両親がA市役所に出向いた際、未納保険料をA市役所の窓口で一括納付したと申立書類に記載し、陳述していた。その後、陳述を訂正し、保険料をまとめて納付した場所は定かではなく、A市役所の国民年金課の窓口が確実に納付場所であったとまでは言えないと述べたが、その他の具体的な納付方法に関する陳述は得られず、保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

また、申立人の国民年金保険料納付状況を見ると、オンライン記録から、平成6年4月から同年10月までの保険料を7年1月5日に、同年4月から同年6月までの保険料を同年8月22日に、同年7月から同年10月までの保険料を同年11月6日に、同年11月の保険料を同年11月13日に、同年12月から8年3月までの保険料を7年12月27日に、それぞれ順に納付されていることが確認できる。

さらに、申立人及びその両親がちぐはぐな納付の記録であると指摘する平成5年11月から6年3月までの期間及び同年11月から7年3月までの期間の保険料は、同年12月19日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、当時何らかの事情により納付が滞ったため、同年12月25日にさかのぼって納付したものと考えられる。なお、この納付書が発行された時点においては、申立期間の保険料は時効の成立により、制度上納付することはできない。

加えて、申立人及びその両親は、平成6年春ごろにA市の職員がB県の実家を訪問したと陳述しているが、A市の記録では、「平成7年5月17日訪問、家族に伝言」と記録されており、申立人及びその両親の陳述は、この際の訪問との記憶違いであることも否定できない。

また、申立人は、その父親の勤怠表より、保険料が納付されたとする日には申立人の父親は出勤しており、保険料をA市で納付できないはずだと陳述している。しかし、保険料の納付は納付書を用いて金融機関で納付すればよく、昼休み等の時間を利用すれば休暇を取得するまでもない。さらに、この勤怠表から、申立人の父親が平成6年の春以降2か月から3か月のうちに休暇を取得した日を見ると、同年7月4日及び同年8月13日から同年8月17日までの盆休み期間であることが確認できるが、この時点では申立人はまだ国民年金の加入手続を行っておらず、保険料を納付することはできない。これらのことから、申立人の父親の勤怠表と申立人の保険料納付とは直接の関係は無いものと考えられる。

加えて、昭和60年の機械化以降の過年度納付処理は、金融機関から社会保険事務所（当時）へ送付される領収済み通知保険料額と、金融機関から日本

銀行へ振り込まれる保険料額とを毎月突き合わせており、記録の誤りは極めて発生し難いと考えられる。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について調査したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 3822

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成 3 年 3 月まで

昭和 62 年 5 月ごろに両親から国民年金への加入を勧められたので、区役所で自分で手続きをした。

申立期間の国民年金保険料については、数回程度、区役所の窓口で直接納付していたが、その後、銀行口座振替に切り替えた。

納付した金額については月額 1 万 2,000 円から 1 万 3,000 円程度であったように記憶している。

納付したことは間違いないので、記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 5 月ごろ、両親に勧められて、区役所で国民年金の加入手続きを行ったと申し立てている。

しかし、社会保険事務所（当時）の年金加入記録及び申立人所持の年金手帳を見ると、申立人は、平成 3 年 4 月 1 日に初めて国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、数回程度区役所の窓口で納付し、その後は口座振替に切り替えたと申し立てているが、オンライン記録においては、申立人に係る口座振替による納付記録は見当たらない上、1 万 2,000 円から 1 万 3,000 円程度であったとしている申立期間の保険料額についても、実際は 7,400 円から 8,400 円までの範囲であり、金額が一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い

出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は47か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月、同年6月から同年8月までの期間、同年10月、8年7月及び同年8月、9年5月並びに同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月  
② 平成7年6月から同年8月まで  
③ 平成7年10月  
④ 平成8年7月及び同年8月  
⑤ 平成9年5月  
⑥ 平成9年11月

時期は覚えていないが、送られてきた納付書でA郵便局又はB郵便局の窓口で1か月ずつの保険料を納付したと思う。

また、納期限に遅れたこともあったが、保険料は必ず納付したはずである。

各申立期間前後の保険料が納付済みなのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、郵便局で1か月ずつ納付したと申し立てている。

しかし、申立期間は平成7年4月から平成9年11月までの2年8か月のうち、合計で9か月間に及んでおり、昭和59年度以降の社会保険オンラインシステムの導入により記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているところ、行政庁がこれほどの回数にわたり誤った事務処理を繰り返したとは考え難い。

また、申立人の申立期間前後の納付記録をみると、時効到来近くの時期になって1か月の国民年金保険料を過年度納付している例が多く、余裕を持つ

た納付状況であったとは認め難く、特に、申立期間③に当たる平成7年10月の国民年金保険料については、いったん、9年12月11日に過年度保険料として納付されたものの、時効により納付できない期間であったため、その直後の7年11月分に充当処理された事跡も確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年3月までの期間、同年6月から同年11月までの期間及び7年1月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月から6年3月まで  
② 平成6年6月から同年11月まで  
③ 平成7年1月から8年3月まで

平成7年2月に子供が生まれたところに、自宅に来たA区役所の女性職員から、未納の保険料があると言われたので、その後、妻が玄関先で3か月分3万円又は多い時で5か月分5万円の国民年金保険料をその場で支払い、小さい紙にハンコのようなものをもらったと聞いている。

平成7年の1年間に5回から6回は集金に来ていたと思う。未納であった保険料を全部納付したと妻から聞いているので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年2月ごろに、A区役所の女性職員から納付勧奨を受け、その後、申立期間の国民年金保険料について、妻が集金人に納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号からみて、平成6年9月に払い出されていると推定され、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付となり、制度上集金人に納付することはできない。

また、納付記録をみると、申立期間②のうち、平成6年11月の国民年金保険料について、いったん、9年1月21日に過年度保険料として納付されたものの、時効により納付できない期間であったため、その直後の6年12月の保険料に充当処理されていることが確認でき、この時点において、申立期間②

の保険料は時効により納付することができなかったものとするのが自然である。

一方、申立期間③の国民年金保険料については、申立人は、平成7年に集金人に納付したと申し立てているところ、納付記録をみると、国民年金手帳記号番号払出日以降において、同年中に保険料が納付されたのは6年4月及び同年5月のみであり、申立期間③直前の同年12月分の保険料については、上記のとおり、9年1月21日に過年度納付されていることが確認できるなど、7年中に申立期間③の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立期間③直後の平成8年4月の国民年金保険料について、9年10月15日に過年度納付されており、この時点において、少なくとも申立期間③のうち、7年1月から同年8月までの保険料については時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人及び申立人の妻から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするとはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月ごろから40年5月ごろまで

私は、A社B店と取引を行っているC社に勤務していた。当時、A社のD店が開店し、同店にも出店するというので、B店からD店に転勤してほしいと頼まれたが、自宅から遠くなるので断った記憶がある。社会保険庁(当時)にはC社における厚生年金保険の加入記録が無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年6月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人は、「当時、C社の従業員は私一人であった」と陳述しており、事業主を含めても従業員数は2名であることから、申立期間において当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所(常時5名以上の従業員を使用する事業所)ではなかったものと考えられる。

さらに、C社は平成17年6月に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、当該事業所における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月ごろから 36 年 8 月ごろまで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、期間を特定できないものの申立期間の一部においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の証言をした同僚は、A社には、「昭和 35 年 9 月に入社した」と陳述しているが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同氏が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、それから 6 か月以上経過した昭和 36 年 3 月 10 日であることが確認でき、また、別の同僚も、入社したとする時期より遅れて同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社日から一定期間が経過した後に、従業員の厚生年金保険の加入手続が行われていたことが推察される。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

加えて、A社は、「当時の勤務関係書類等は存在しないため、申立人に係る社会保険の届出及び保険料納付の有無については、確認できない」と回答しており、申立人の同社における勤務の状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、事業主等の連絡先は不明であり、申立人は同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、当該事業所における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間後、A社を吸収合併したB社の当時の幹部は、「A社は個人経営であり、合併前に当社との関連も無かった」と陳述している。

加えて、申立人は当時の従業員数について、「臨時社員も含めて5名ぐらいであった」と陳述しており、B社の当時の幹部は、「合併に伴い、A社の従業員を引き継いだが、従業員は3名から4名であった」と陳述していることから、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所(常時5名以上の従業員を使用する事業所)でなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。